第三十五規則　原油洗浄作業

1　原油洗浄装置を用いて運航する油タンカーには、原油洗浄装置について詳述し、かつ、操作方法を説明する操作及び設備の手引書を備える。手引書は、主管庁の認めるものでなければならず、また、第三十三規則2に規定する仕様において定めるすべての情報を含むものでなければならない。原油洗浄装置に影響を及ぼす改造が行われる場合には、操作及び設備の手引書は、改訂する。

2　貨物タンクへのバラストの積込みに関しては、各バラスト航海に先立ち、タンカーの運航形態及び予想される天候状態を考慮して、原油洗浄の行われた貨物タンクにのみバラスト水が積載されるようにするために十分な貨物タンクについて原油洗浄を行う。

3　原油タンカーは、原油洗浄に適しない原油を運送する場合を除くほか、操作及び設備の手引書に従つて原油洗浄装置を操作する。

第三十六規則　油記録簿第二部（貨物及びバラストに係る作業）

1　総トン数百五十トン以上の油タンカーには、油記録簿第二部（貨物及びバラストに係る作業）を備える。油記録簿第二部は、船舶の公式の航海日誌の一部であるか否かを問わず、付録Ⅲに定める様式によるものとする。

2　船舶において次の貨物及びバラストに係る作業を行う場合には、適当な場合には、その都度、各タンクについて油記録簿第二部に必要事項を記載する。

.1　貨物油の積込み

.2　航海中に行う船内における貨物油の移替え

.3　積込み作業の前後及び取卸し作業の前後における貨物タンクの間の弁（これに類似する器具を含む。）の開閉

.4　貨物タンク及びクリーン・バラスト・タンクへのバラストの積込み

.5　貨物タンクの洗浄（原油洗浄を含む。）

.6　バラストの排出（分離バラスト・タンクからの排出を除く。）

.7　スロップ・タンクからの水の排出

.8　スロップ・タンクからの排出作業の後の関連するすべての弁又は類似の装置の閉鎖

.9　スロップ・タンクからの排出作業の後の貨物油管及びストリッピング管とクリーン・バラスト・タンクとの分離のために必要な弁の閉鎖

.10　油性残留物の処分

3　第三十四規則6に規定する油タンカーについては、洗浄のために使用され、及び貯留タンクに戻された油及び水の総量は、油記録簿第二部に記録する。

4　第四規則に定める油若しくは油性混合物の排出があつた場合又は同規則に定める適用除外を受けない事故による油の排出その他の例外的な油の排出があつた場合には、排出の状況及び理由を油記録簿第二部に記載する。

5　2に掲げる作業は、これらの作業に係るすべての必要事項が記載されるように油記録簿に遅滞なく完全に記録する。油記録簿の各項目には、各作業の担当職員が署名するものとし、船長が連署する。油記録簿第二部は、少なくとも、英語、フランス語又はスペイン語で記載する。旗国の公用語も使用される場合において、記載の不一致がある場合には、旗国の公用語による記載が優先する。

6　油排出監視制御装置の故障は、油記録簿第二部に記載する。

7　油記録簿第二部は、合理的なときはいつでも容易に検査することのできるような場所に備えるものとし、乗組員のいない被えい航船の場合を除くほか、船内に備える。油記録簿第二部は、最後の記載をした日の後三年間保存する。

8　締約国の政府の権限のある当局は、この附属書の適用される船舶が当該締約国の港又は沖合の係留施設にある間は、その船舶に備えられている油記録簿第二部を検査することができる。当該権限のある当局は、その油記録簿の記載の写しを作成することができるものとし、また、船長に対しその写しが当該油記録簿の記載の真正な写しであることを証明するよう要求することができる。このように作成された写しであつて油記録簿の記載の真正な写しであることを船長が証明したものは、いかなる訴訟手続においても、記載されている事実の証拠とすることができる。この規定に基づいて権限のある当局の行う油記録簿第二部の検査及び証明された写しの作成は、航海に不当な遅延を生じさせることのないようできる限り速やかに行う。

9　第三十四規則6の規定に基づき運航する総トン数百五十トン未満の油タンカーについては、適当な油記録簿は、主管庁によつて作成されるべきである。

第五章　油による汚染事件から生ずる汚染の防止

第三十七規則　油汚染船内緊急計画

1　総トン数百五十トン以上の油タンカー及び総トン数四百トン以上の油タンカー以外の船舶は、主管庁が承認する油汚染船内緊急計画を船内に備える。

2　油汚染船内緊急計画は、国際海事機関が作成する指針に基づくものとし、船長及び職員の常用語で記載する。当該計画は、少なくとも次のものから成る。

.1　当該船舶の船長又は当該船舶に責任を有する船長以外の者が、条約第八条及び議定書Ⅰの規定によつて要求される油による汚染事件を報告するために従うことができるような手続であつて、国際海事機関が作成する指針に基づくもの

.2　油による汚染事件の場合において連絡すべき当局又は者の一覧表

.3　事件の後、油の排出を減少させ、又は規制するため、乗船者が直ちにとるべき措置の詳細な記述

.4　汚染に対処するに当たり、国及び現地の当局と船内における措置を調整するための手続及び船舶内の連絡先

3　条約附属書Ⅱ第十七規則も適用される船舶については、同規則に基づいて要求される有害液体物質に関する海洋汚染船内緊急計画と組み合わせることができる。この場合において、当該計画の表題は、海洋汚染船内緊急計画とする。

4　載貨重量五千トン以上のすべての油タンカーは、コンピュータを使用した陸上での損傷時復原性及び残余構造強度計算プログラムを速やかに利用することができるようにしておくものとする。

第三十八規則　受入施設

1　A　特別海域外の受入施設

条約の締約国の政府は、油タンカーその他の船舶からの油性残留物及び油性混合物を受け入れるための施設であつて航海に不当な遅延を生じさせることなくこれを利用する船舶の必要に応ずるために十分なものが油の積込み係留施設、修理港その他船舶が油性残留物を排出することを必要とする港に設けられることを確保する。

2　1の受入施設は、次の場所に設ける。

.1　七十二時間以下又は千二百海里以下のバラスト航海を終了した後の油タンカーに原油が積み込まれる港及び係留施設

.2　一日当たり平均千メートル・トンを超える量のばら積みの油（原油を除く。）が積み込まれる港及び係留施設

.3　船舶の修理施設又はタンク浄化施設を有する港

.4　第十二規則の要求するスラッジ・タンクを備えた船舶が利用する港及び係留施設

.5　第十五規則に定めるところにより排出することのできない油性ビルジその他の油性残留物の受入れが必要となる港

.6　兼用船からの第三十四規則に定めるところにより排出することのできない油性残留物の受入れが必要となるばら積み貨物の積込み港